

## 2. 指定説明と史跡指定地の状況

### (1) 指定告示

#### 1) 史跡指定時の指定告示

指定における告示は、以下の通りである。なお、種別については史跡である。

表 3-2-1 文部省告示第 35 号

【指定年月日】	平成 8 年（1996）3 月 26 日
【名称】	筑後国府跡
【所在地】	<p>○福岡県久留米市合川町字ギャクシ 190 番 2、190 番 3、191 番 1、191 番 2、192 番 1、193 番 1、193 番 6、 194 番 2、194 番 5、195 番 2、195 番 5、196 番 1、196 番 2、196 番 3、 197 番 1、197 番 2、197 番 3、198 番 1、198 番 2、198 番 5、198 番 6、 198 番 7、198 番 8、198 番 9、199 番、200 番 1、200 番 2、200 番 3、 200 番 4、201 番 1、201 番 2</p> <p>○福岡県久留米市合川町字風祭 243 番</p> <p>○福岡県久留米市合川町字井葉 202 番 2、203 番 2、204 番 2、205 番 2</p> <p>○福岡県久留米市合川町字柿ノ内 369 番、370 番 1、370 番 2、371 番 1、371 番 2、372 番 3、372 番 4、 372 番 5、372 番 6、373 番 2、373 番 3、374 番 1、374 番 2、375 番 1、 376 番 1、376 番 3、377 番 1、377 番 2、378 番 1、378 番 2、379 番 1</p> <p>○福岡県久留米市合川町字古宮 1358 番 1、1359 番 1、1359 番 4、1359 番 5</p> <p>○福岡県久留米市合川町字大林 1184 番 6、1184 番 7</p> <p>上の地域内に介在する道路敷、水路敷を含む。</p>
【指定説明】	<p>筑後国府跡は、筑紫平野の南辺を西流した筑後川が流れを大きく南に変える下流左岸、久留米市合川町から御井町にかけての標高十数mの低台地上に位置する。</p> <p>合川町周辺に古瓦が散布することは早くから知られ、この付近を筑後国府に比定する見解もあったが、昭和 36 年に九州大学により同町字阿弥陀で行われた発掘調査により、築地跡、掘立柱建物跡の遺構や瓦、円面硯等の遺物が発見され、同地区に奈良時代の大規模な官衙が営まれたことが確認された。</p> <p>昭和 47 年からは久留米市教育委員会が継続的な発掘調査を実施しており、これまでに時期を異にする大規模な官衙跡を 4 ヶ所で確認し、国府が三遷する様相を明らかにしている。それらは所在する字名をもとに、古宮国府（第 1 期国府、7 世紀末～8 世紀前葉）、枝光国府（第 2 期国府、8 世紀中葉～9 世紀）、朝妻国府（第 3 期国府、10 世紀～11 世紀中葉）、横道国府（第 4 期国府、11 世紀後葉～13 世紀）と仮称されている。</p>

また、調査では、第2期国府の時期に営まれ、国庁同様の規模をもつ国司館跡と推定される遺構の詳細も明らかになった。今回指定を図るのは、第1期国府の推定国庁跡の一部と第2期国府に伴う推定国司館跡の一画である。

第1期国府の国庁跡は、合川町字古宮に所在する。

遺構は大きく4期に分かれる。第1期は桁行6間、梁間3間の東西棟（正殿）を北奥におき、東南に桁行3間、梁間3間（もしくは2間）の南北棟（東脇殿）を配する。これと対称位置に想定される西脇殿は削平のため確認できていない。第2期には正殿は桁行7間、梁間3間に建て替えられるが、建物配置は第1期のものを踏襲する。第2期には正殿は桁行8間、梁間3間の規模になり、東脇殿は桁行6間、梁間3間の南北棟を2棟、西側柱筋をそろえて南北に並べ、また新たに正殿の前面に桁行3間、梁間2間の前殿を配置するようになる。第4期になると、正殿は桁行7間、梁間2間に、脇殿は桁行5間、梁間3間に変更される。なお、この区画の北と東は両側溝をもつ築地堀で区画され、東辺築地の北寄りに門がとり付く。また、東辺築地跡については約90m確認しているが、正殿西南方には築地跡と方位をそろえた区画堀が存在することなどから、圍繞空間はほぼ一町四方と推測される。このように存続の全期間を通じて、北辺築地寄りに中心建物（正殿）をおき、その前面に脇殿を配する形態が維持されているが、こうした建物配置は他の国庁に類似したものである。

国司館跡は、第2期国府の国庁跡（合川町字阿弥陀）の南東約100mにあり、小谷をはさんで国庁跡に対置する。第2期国府が営まれる8世紀中葉以降、4期にわたる変遷が認められるが、とくに最終期にあたる9世紀第3四半期から第4四半期にかけての時期に顕著な施設が営まれている。

国司館跡は幅約6mの東西道路（推定西海道）を北限とする方約二町の規模を有し、その中央北辺寄りに内郭を設ける。内郭は築地で圍繞され、北辺約83m、東辺約110m、南辺約73m、西辺約90mの規模で平面台形状を呈し、西辺中央には四脚門がとり付く。内部からは東南部で桁行6間以上、梁間2間の脇殿風の南北棟掘立柱建物、西南部でもこれと対になる掘立柱建物の一部を検出している。築地の両側には土坑列が並ぶ。このうち内郭側の土坑からは坏・椀・皿等の多量の土師器、外郭側の土坑からは施釉陶器、中国産磁器、硯や韃羽口・埴塙等の鍛冶・铸造関係遺物等が出土しているが、とくに伴出した「介」と記された墨書土器の存在が注目される。

外郭は内郭同様に築地で圍繞されていた可能性が高く、内部を方形に区画し官衙（曹司）を配置する。最も調査の進んでいる西方地区では、内郭同様に4期の変遷が認められる。外郭周縁部からも並行する土坑列が確認されており、外郭南部の土坑列からは「守第」と記された墨書土器が出土している。この遺構は、「介」「守第」の墨書土器から、第2期国府に伴う国司館の機能をもつ場であったと推測されるが、また、内郭を画する築地の内側土坑から供膳関係の多量の土師器を、外側土坑からは陶硯類を出土する事実は、内郭・外郭のそれぞれの機能を考える上で興味深いものがある。

『日本三代実録』によれば、元慶7年（883）7月、筑後国で群盗が夜陰に乗じて筑後守都御西を御西館に囲んで射殺し、財物を掠奪する事件が起こっている。事件の首謀者として筑後掾、少目、前掾らが逮捕され、仁和元年（885）に至って処断された。この事件は、国守御西が30余年間行われなかった筑後国の班田の復活を強行しようとし、任用国司や在地勢力と対立したことに起因するものと考えられるが、出土遺物の年代などから、事件の舞台となった御西館が、この国司館地区であった可能性が高い。

9世紀後半には、地方行政における権限が国司官長に集中し、一国の行政が官長に委任される傾向が強まるに従い、支配を強化する官長と任用国司や郡司・富豪らとの間で激しい対立が起き、各地で国司襲撃事件が発生した。筑後守襲撃事件も、この時代を象徴する事件のひとつといえるが、こうした地方支配体制の大きな変化に相応する時期の国司館跡の検出は、学問上極めて貴重である。

仁治2年(1241)の「筑後国検交替使実録帳(筑後国交替実録帳)」には、前司の死亡に伴い派遣された検交替使が、大宰府官人と共に前司同任との間で交替事務を行っていることが記されており、筑後国府が13世紀前半まで存続していることが知られる。筑後国府は古代から中世前期までの国府の移転・存続が考古学的に実証された希有の例であると共に、国庁と国司館地区との対になる様相が解明され、しかも国司制度上の大きな変化が進行する時期の国司館跡の実例を示した点でも極めて貴重な例である。よって、史跡に指定しその保存を図るものである。

(『月刊文化財』369号、平成6年6月)

## 2) 追加指定時の指定告示

前述した経緯のように、追加指定は3回行われている。追加指定における告示は、以下の通りである。

表 3-2-2 文部科学省告示第 141 号

【指定年月日】	平成 15 年(2003) 8 月 27 日
【名称】	筑後国府跡
【所在地】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県久留米市合川町字古宮 1368 番 1</li> <li>○福岡県久留米市合川町字阿弥陀 276 番 1、276 番 3、277 番 1、277 番 2、277 番 3、277 番 4、278 番 1、 278 番 2、278 番 3、279 番、288 番 1、288 番 3、288 番 4、288 番 5、 288 番 6、288 番 7、289 番、290 番 1、290 番 2、291 番、293 番 1、 293 番 2、293 番 3、293 番 4、293 番 5、293 番 6、293 番 7、295 番 4</li> <li>○福岡県久留米市合川町字脇田 296 番 1、297 番 1、297 番 2、298 番 1、298 番 2、300 番 1、300 番 2、 300 番 3、300 番 4、300 番 5、300 番 6、300 番 7、300 番 8、300 番 9、 300 番 10、300 番 11、300 番 12、300 番 13、300 番 14、300 番 15、301 番、 302 番、303 番、304 番 2、307 番</li> <li>○福岡県久留米市合川町字風祭 232 番 2 のうち実測 83.10 m<sup>2</sup>、232 番 6、233 番 1、233 番 3、233 番 7</li> <li>○福岡県久留米市合川町字井葉 202 番 1、202 番 3、202 番 4 のうち実測 77.90 m<sup>2</sup>、203 番 1、204 番 1</li> </ul>

	<p>上の地域に介在する道路敷、福岡県久留米市合川町字阿弥陀 276 番 1 と同 278 番 1 に挟まれ同字脇田 296 番 2 に接するまでの道路敷、同字ギャクシ 199 番と同字風祭 233 番 3 に挟まれ同字ギャクシ 201 番 2 と同字井葉 202 番 3 に挟まれるまでの道路敷のうち実測 359.02 m<sup>2</sup>を含む。</p> <p>○備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会および久留米市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。</p>
【関係告示】	平成 8 年文部省告示第 35 号
【指定説明】	<p>このたび、追加指定を図ろうとするのは、1 期国庁跡、2 期の国庁跡および国司館跡のかかる部分である。</p> <p>1 期国庁は南北約 180 m、東西 100 m 以上の規模で、築地と溝により方形に区画される。施設の北寄りと南寄りに掘立柱建物が集中する。7 世紀末から 8 世紀前半の時期である。2 期国庁は 1 期国庁の東方約 200 m にあり、東西 67.5 m、南北 75 m の規模で、築地に区画される。正殿、東脇殿は未確認であるが、西脇殿は 2 棟の南北棟建物が並列するものと推定される。建物は掘立柱建物と礎石建物の 2 種があり、6 回の建替が認められる。中央広場には石敷きがみられる。8 世紀中葉に造営され、10 世紀中葉ころまで継続する。2 期国庁に並行する時期の国司館が国庁の南東方約 200 m に、小さな谷を隔てて存在する。国府域の東西を縦貫する推定西海道の南に接しており、規模は南北約 180 m、北辺約 85 m、南辺約 70 m で、築地と溝により区画される。北辺から約 100 m ほどの地点で東西方向の築地により、南北 2 つの区画に分けられる。北区画からは「守第」「介」の墨書土器のほか、食膳具をはじめとした土器、陶磁器が多量に出土している。南区画には東辺、西辺に門が付設され、内部には四面廂付建物などがみられる。この館は 9 世紀中葉から後葉に営まれたが、これ以前の時期には 2 期国庁の造営に係わる工房と推定される竪穴、掘立柱建物と、その後国庁に付随すると推定される掘立柱建物群も存在する。</p> <p>このように、筑後国府跡は国庁の成立や移転、国司館などの関連施設のあり方を具体的に示す事例としてきわめて貴重であり、これらを追加指定し、保護を図ろうとするものである。 (『月刊文化財』479 号、平成 15 年 8 月)</p>

表 3-2-3 文部科学省告示第 12 号

【指定年月日】	平成 19 年 (2007) 2 月 6 日
【名称】	筑後国府跡
【所在地】	<p>○福岡県久留米市合川町字田代</p> <p>1190 番 1、1190 番 2、1190 番 3、1190 番 4、1190 番 8、1194 番 4、1194 番 6</p>
【関係告示】	平成 8 年文部省告示第 35 号及び平成 15 年文部科学省告示第 41 号

**【 指 定 説 明 】**

今回追加指定をするのは、Ⅰ期国庁よりもさかのぼる時期の建物である。筑後国府の発掘調査ではこれまでも、7世紀中ごろから後半にかけての遺構が数多く確認され、国府の成立以前に官衙的性格の施設が存在が推定されてきた。このたび宅地造成に伴う発掘調査により、梁間3間、桁行5間、床面積63㎡で南に廂もしくは目隠し塀を伴う掘立柱建物と、同じ規格で床面積109㎡で四面廂をもつ掘立柱建物が検出された。直接的に時期を示す遺物は出土していないが、いずれも7世紀中ごろと考えられる東西棟で、前者から後者へと建て替えられている。これの伴う建物や区画施設などは明らかではないが、重要な官衙施設としての機能をもつ建物であったと考えられる。

これらの掘立柱建物は、筑後国府の成立過程を知る上できわめて重要な遺構であり、追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』521号、平成19年2月)

表 3-2-4 文部科学省告示第 151 号

<b>【 指 定 年 月 日 】</b>	平成 24 年 (2012) 9 月 19 日
<b>【 名 称 】</b>	筑後国府跡
<b>【 所 在 地 】</b>	○福岡県久留米市合川町字大林 184 番 8 ○福岡県久留米市合川町字阿弥陀 295 番 1、295 番 3 ○福岡県久留米市合川町字風祭 229 番 3、230 番 3、230 番 4 ○福岡県久留米市合川町字井葉 205 番 1、207 番 4、208 番 1、208 番 2、209 番 1、209 番 3、209 番 4、 209 番 5、209 番 6 福岡県久留米市合川町字井葉 208 番 1 と 209 番 4 に挟まれ 209 番 5 と 211 番 1 に挟まれるまでの道路敷を含む。 ○福岡県久留米市合川町字脇田 296 番 2 のうち実測 3.28 平方 m 福岡県久留米市合川町字阿弥陀 295 番 3 と同脇田 296 番 2 に挟まれる道 路敷を含む。 ○備 考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測 図を福岡県教育委員会及び久留米市教育委員会に備え置いて縦覧に供す る。
<b>【 関 係 告 示 】</b>	平成 8 年文部省告示第 35 号及び平成 15 年文部科学省告示第 41 号、 平成 19 年文部科学省告示第 12 号

【指定説明】

筑後国府跡は、7世紀末のⅠ期国庁から13世紀初頭に終焉するⅣ期国庁までの変遷が正確に追えるという重要性から、Ⅰ期国庁およびⅡ期国庁の主要部分については平成8年に史跡に指定された。また、平成18年には、Ⅰ期国庁の東側近接地から7世紀後半の前身官衙が確認され、追加指定も行われた。

この前身官衙については、筑後国府成立以前に造営された官衙で、大型四面廂建物を中心に掘立柱建物群が取り囲み、東辺には大溝が、北辺には土塁を伴う大溝が確認されており、規模・内容とも全国的に類例のないものである。Ⅰ期国庁は、前身官衙の西側に近接し、出土遺物から筑後立国に際して設置された7世紀末の国庁と考えられ、諸国の国庁に比べて年代的に古く位置づけられる。その北東部には政庁と考えられるコ字状配置の掘立柱建物群が、南部には正倉と考えられる東西棟大型建物群や総柱建物群が配置される。Ⅱ期国庁は、8世紀中ごろにⅠ期官衙の東200mに移設される。南北75.0m、東西67.5mの築地塀で囲まれた国庁は大型建物がコ字状に配置される。そして、官道を挟んだ国庁の南東50mには、築地塀や溝によって最低3区画を有する国司館が確認されている。Ⅲ期国庁については10世紀前半にⅡ期国庁の東500mに、Ⅳ期国庁については11世紀末にⅢ期国庁のさらに南東400mに移設していることが明らかになっている。

今回、新たな条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』588号、平成24年9月)

3) 史跡指定後の地番の変更

史跡指定後の公有地化等の進展により、地番に変更があったものは表2-2-5の通りである。

表 3-2-5 史跡指定地内地番新旧対応表

字名	旧地番	新地番	要因
ギャクシ	191-1	191-3	分筆
		191-4	
	193-1	193-9	分筆
	196-3	196-1	合筆
	197-1		
	198-5		
	200-2	200-1	合筆
	200-3		
200-4			
柿ノ内	369	369-1	分筆
		369-2	
		369-3	
	371-1	371-4	分筆
		371-5	
		371-6	
		371-7	
375-1	375-4	分筆	
	375-5		
風祭	233-1	233-8	分筆
		233-9	
脇田	298-2	298-3	分筆

## (2) 史跡指定地の概要

### 1) 土地所有状況

史跡指定地は、民有地・市有地・国有地によって分有される。令和7年（2025）12月時点で、史跡指定地の86.81%を市が所有している。Ⅱ期政庁地区および国司館地区の国有地を含めると94.75%が公有地となる。民有地は、Ⅱ期、Ⅰ期、国司館地区の順に史跡指定面積に対する割合が高く、Ⅱ期政庁地区内には相続登記未了地の墓地や共有地が含まれている。（表3-2-6、図3-2-1、図3-2-2）

表 3-2-6 土地所有状況一覧表

	市有地	国有地	民有地	計 (史跡指定地に対する 地区面積の割合 %)	
前身官衙地区 (㎡)	2,801.76			2,801.76	(6.64)
Ⅰ期政庁地区 (㎡)	3,754.00		1,040.74	4,794.74	(11.36)
Ⅱ期政庁地区 (㎡)	8,092.45	412.45	1,066.20	9,571.10	(22.68)
国司館地区 (㎡)	21,989.41	2,939.33	109.78	25,038.52	(59.32)
史跡指定地計 (㎡)	36,637.62	3,351.78	2,216.72	42,206.12	
(%)	86.81	7.94	5.25	100.00	

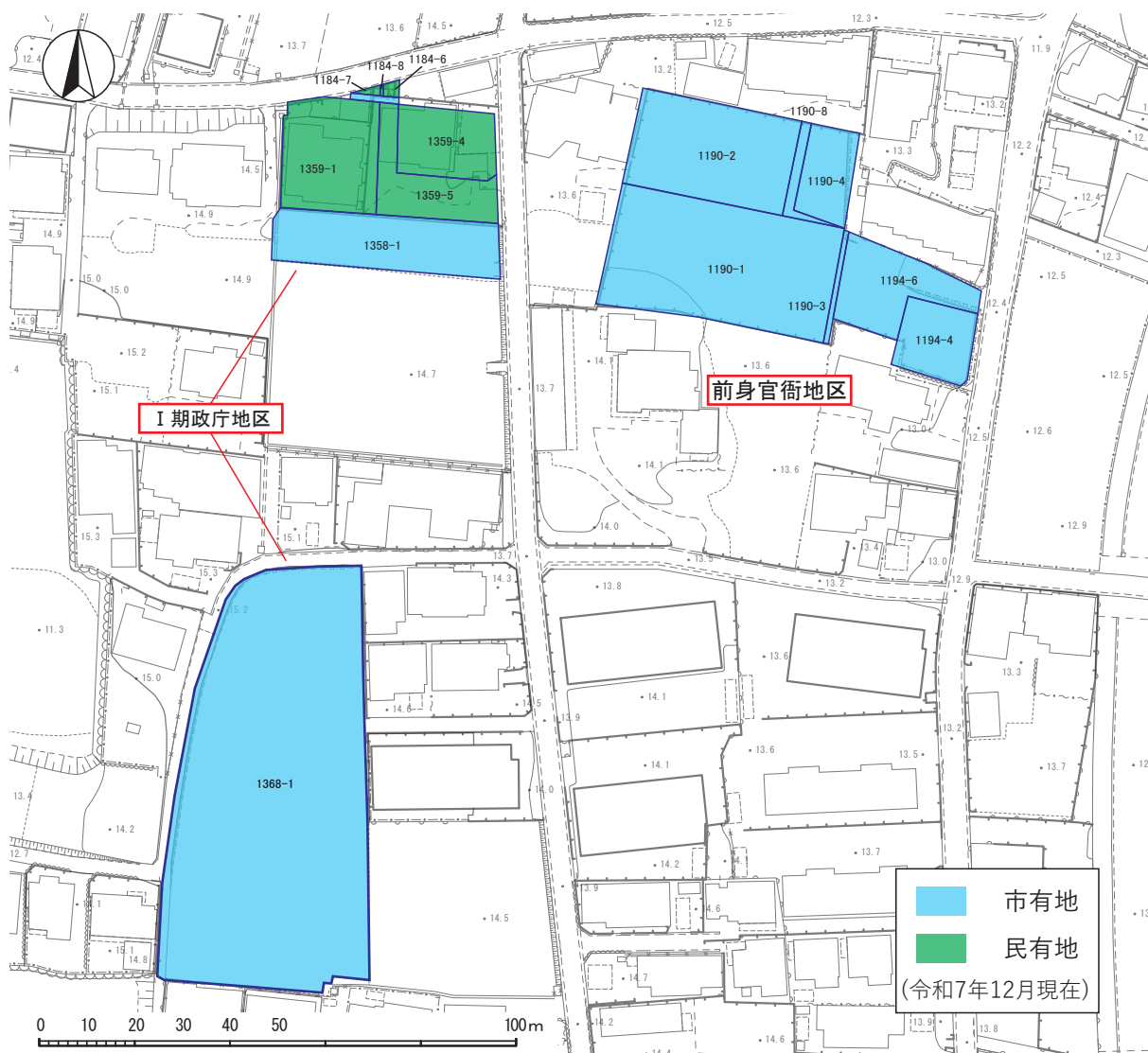


図 3-2-1 土地所有状況図（前身官衙地区、Ⅰ期政庁地区）(1/1,500)

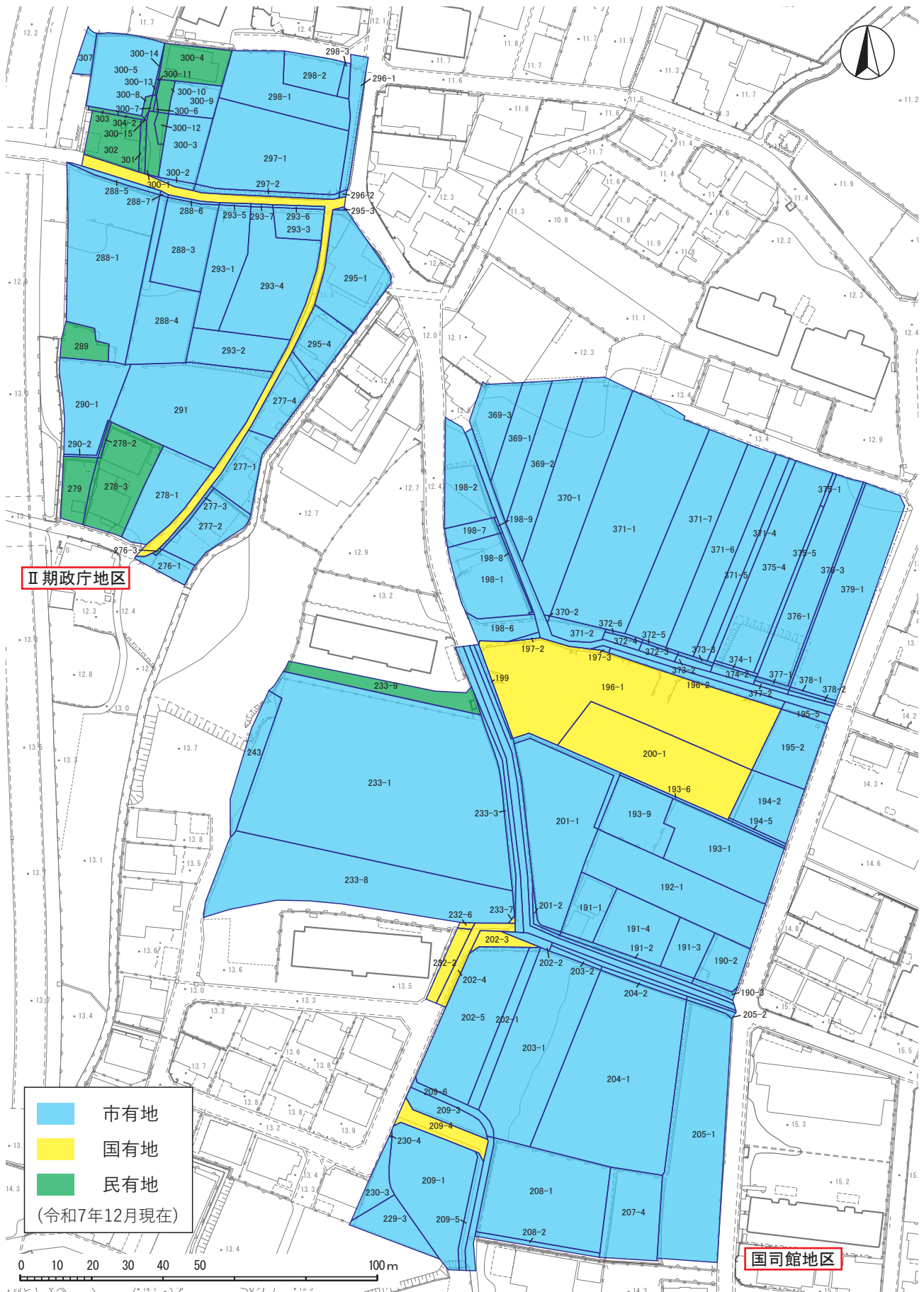


图 3-2-2 土地所有状况图（II期政庁地区、国司館地区）（1/1,500）

## 2) 土地利用状況

現況の土地利用状況を示す（図3-2-3、図3-2-4）。まず、史跡指定地のうち、前身官衙地区はすべて市有地であり、平成24年度に芝張りによる環境整備を実施している。

I期政庁地区は市有地である更地が大部分を占め、本地区北部に2棟の専用住宅が建っている。

II期政庁地区は市有地である更地に加え、宅地、墓地および公衆用道路や宗教施設として利用されている共有地がある。墓地や共有地の一部については、相続登記がなされていない土地もあり、相続人・所有者の特定が課題である。また、交通量の多い東西方向の道路により大きく南北に分断されていることも特徴である。

国司館地区は史跡指定面積に占める割合が一番高い地区で、かつ最も公有化が進んでいる地区でもあり、大部分が更地となっている。民有地は1筆で、共同住宅の駐車場となっている。また、地区内には道路や水路が存在しており、縦横に分断されている。

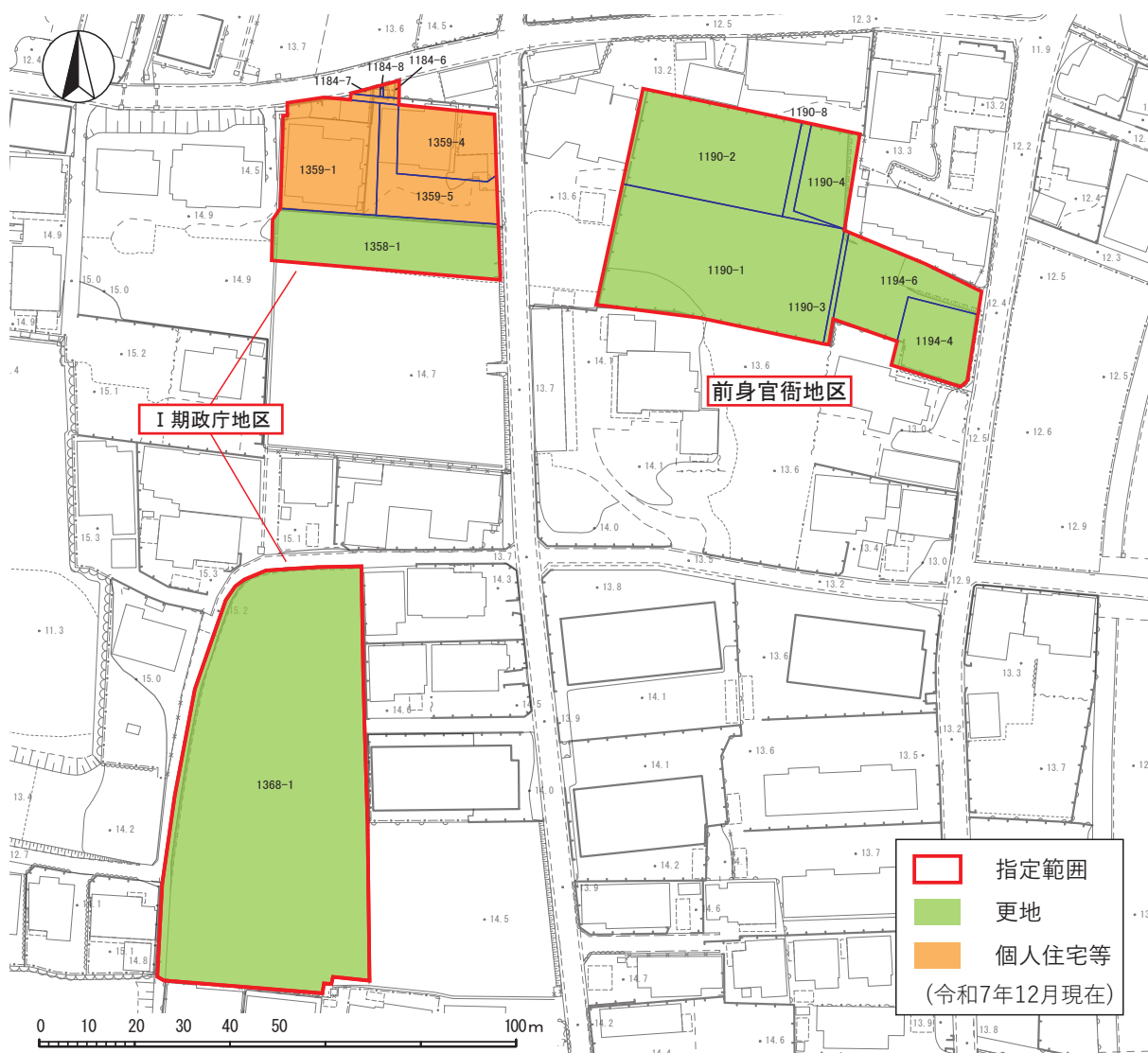


図3-2-3 土地利用状況図（前身官衙地区、I期政庁地区）（1/1,500）

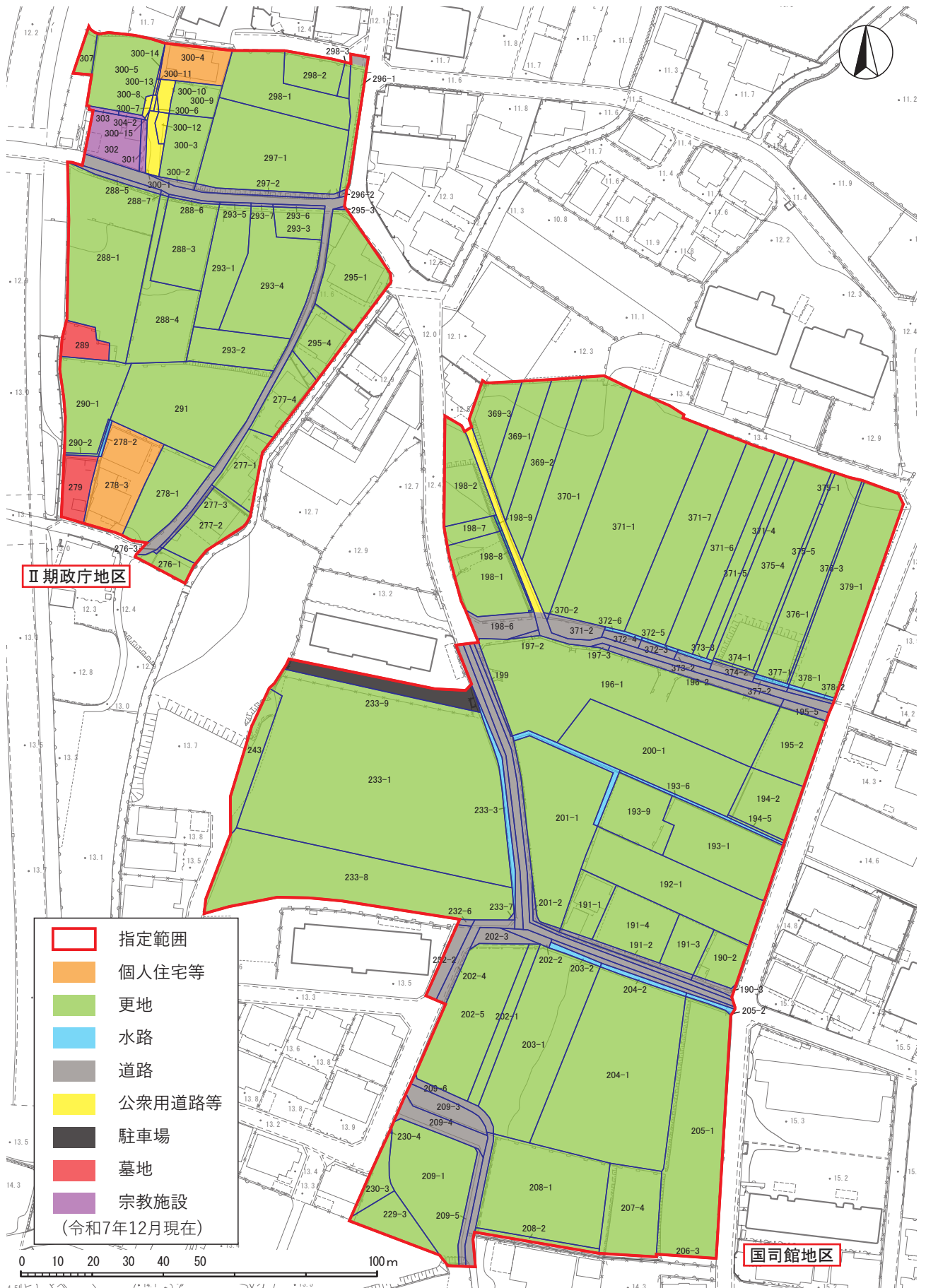


图 3-2-4 土地利用状况图（II期政庁地区、国司館地区）（1/1,500）

筑後国府を中心に成立していた都市としての拠点性は、筑後国府がその役割を終えた後、高良山西麓に位置する筑後府中へと引き継がれている。筑後府中は高良大社の門前町としての性格をもった中世都市へと発展し、近世には、薩摩坊ノ津街道が整備されたことで、明治初期まで宿場町としての役割も担った。

現代に至り本市は九州自動車道、国道、鉄道などの交通網が発達するとともに、居住性の向上と商業施設等の充実が図られ、人々が集う大きな街となった。

古代合川の地に花開いた都市としての拠点性は現在の久留米市へと受け継がれ、今なお福岡県南部の中心都市として発展し続けている。

### ③全国の国府研究のモデルとなる遺跡

昭和36年（1961）の九州大学による発掘調査に端を発し、以後、本市は半世紀以上にわたり筑後国府跡の調査に取り組んできた。長年の調査によって、政庁、国司館および関連施設などに関する遺構・遺物が1000余年の時を超えて良好な状態で残っていることが判明し、多くの研究成果を生んできた。

例えば、政庁周辺に国司館、曹司および工房などの諸施設と、それらを結ぶ古代の道路等の存在が明らかとなっている。これらの発見は、国府域の具体的な範囲等を示すとともに、筑後国府がまさに古代都市と呼ぶにふさわしい様相を呈していたことを今に伝えている。

また、筑後国府跡からは、豊富な遺物も発掘されている。これらの遺物は、筑後川に近接した交通の結節点に選地された筑後国府が水陸交通を介して他国や海外と結ばれ、人々の交流・交易を促がし、筑後国の政治、経済、文化の中心となった地方都市であったことの物証である。

良好な考古資料の発見と蓄積は、上記のほか古代地方官衙の構造や変遷、在地社会をめぐる研究等に大いに役立っており、現在、筑後国府跡は全国の国府研究のモデルになっている。

## 2) 現代的価値

### 郷土愛を育み、今後のまちづくりにも寄与する遺跡

住宅地内に広大なオープンスペースとして存在する史跡指定地は、郷土愛を育み、ひとづくり、まちづくりにつながる遺跡として、今後磨き、高めていくべき現代的価値を有している。

多くの人々が筑後国府跡を訪れ、オープンスペースを利活用することは、市民や地域住民に郷土に対する愛着と誇りをもたらすと同時に、筑後国府跡の価値を知り、次世代へ守り伝えていく契機となると考える。また、この地は筑後川の水と高良山の緑に囲まれた自然環境の中にあつて、市内でも有数の歴史遺産の宝庫である。今後は、筑後国府跡とこれら歴史遺産を市民や地域住民とともに一体的に活用していくことが、本市のひとづくり、まちづくりにつながると期待される。

## (2) 構成要素

保存活用すべき対象と、保存活用之际し調和を図るべき対象を明確にするため、筑後国府跡の価値を踏まえ、筑後国府跡の構成要素を分類し、整理する。

### 1) 構成要素の分類

筑後国府跡に関わる様々な要素を以下の5つに分類する(図3-3-1)。

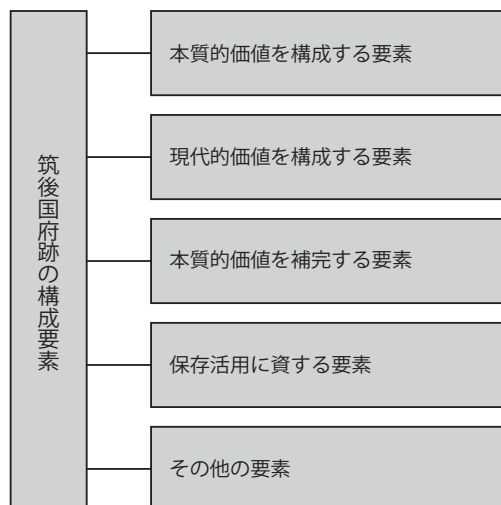


図 3-3-1 筑後国府跡の構成要素

### 2) 構成要素の整理

構成要素の分類を踏まえ、筑後国府跡の構成要素を主な整備対象範囲(史跡指定地と隣接する市有地の一部)、保護を要する範囲およびその他の範囲の3つの区域に分けて整理する(表3-3-1、図3-3-2から図3-3-7)。

なお、保護を要する範囲とその他の範囲については、大部分が民有地であることから、本質的価値を構成する要素と本質的価値を補完する要素のみについて整理する。

表 3-3-1 構成要素一覧

計画対象範囲	主な整備対象範囲（史跡指定地内と隣接する市有地の一部）	本質的価値を構成する要素	[遺構・遺物] ・政庁や国司館を構成する遺構・遺物 （掘立柱建物、柵列、門、築地、溝、空閑地等） ・上記以外の古代の遺構・遺物 （竪穴建物、掘立柱建物、柵列、道路、門、溝、空閑地等）
		現代的価値を構成する要素	・オープンスペース
		本質的価値を補完する要素	[遺構・遺物] ・縄文時代・弥生時代・中世・近世の遺構・遺物
		保存活用に資する要素	[サイン] ・説明板 ・史跡標柱 [保存施設] ・防護柵、車止め
		その他の要素	[植生] ・樹木・樹林 ・田畑 [宗教施設] ・墓地・地蔵等 [建築物]※住宅関連 ・住宅 ・倉庫等 [工作物] ・擁壁、塀・柵、生垣、電柱、道路標識、カーブミラー等 [土木構造物] ・道路、水路、盛土、切土等 [地下埋設物] ・上下水道管、ガス管
	保護を要する範囲	本質的価値を構成する要素	[遺構・遺物] ・掘立柱建物、道路、門、築地、溝、空閑地等
		本質的価値を補完する要素	[遺構・遺物] ・縄文時代・弥生時代・中世・近世の遺構・遺物
	その他の範囲	本質的価値を補完する要素	[遺構・遺物] ・古代の道路、溝等 ・縄文時代・弥生時代・中世・近世の遺構・遺物 [自然地形] ・断層崖、湧水地点、谷地形 [宗教施設] ・八竜神社、味水御井神社 [その他] ・ケイネン堀